

福島県相馬港湾建設事務所  
東北地方整備局小名浜港湾事務所  
福島海上保安部

## 相馬港における民間商船等一般船舶に対する 供用について

相馬港では、東日本大震災による被災後、港湾施設の供用を図ってまいりましたが、更に平成23年4月27日15時より、民間商船等の一般船舶に対して、下記のとおり供用開始します。

記

### 1 航行可能な水域

別添図の「航行可能な水域」（青色）と表示された水域

### 2 利用可能な係留施設

2号ふ頭第4号岸壁

※既に緊急物資輸送船等に供用している係留施設

① 1号ふ頭第1号岸壁及び同第3号岸壁

② 2号ふ頭第4号岸壁

### 3 留意事項

- (1) 相馬港及び周辺海域には、漂流物、瓦礫等の水中障害物が依然として存在するおそれがありますので、船舶の航行に当たり十分注意してください。
- (2) 相馬港入出港の航行径路は、北航路とし、原則、日中航行をお願いします。
- (3) 相馬港内では、水深減少が別添図のとおり認められています。
- (4) 東日本大震災により沖防波堤が広範囲に渡って損壊しており、以前に比較し港内の静穏度は低下しています。
- (5) 入港できる船舶は、港湾管理者が岸壁使用を認めた船舶及び港内での用務がある船舶とします。

### 4 民間商船の接岸予定

平成23年4月28日 7:30に、震災後初めての民間商船が2号ふ頭第4号岸壁に接岸する予定です。

なお、当日の海象条件等によっては、予定が変更となる場合があります。

#### 【問い合わせ先】

福島県相馬港湾建設事務所

東北地方整備局小名浜港湾事務所

福島海上保安部

電話 0244-36-5029

電話 0246-53-7100

電話 0246-53-7112